

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月15日（平成28年（行情）諮問第230号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行情）答申第191号）

事件名：特定アンケート事案調査の最終報告の原議書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書①原議（起案用紙を含む。）②下資料一切（総括副監察官等による手書きのメモを含む。）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成24年11月2日付け防官文第14528号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び平成25年2月1日付け防官文第1206号により処分庁が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 白い紙で隠された部分は、開示されるべきである。起案段階で存在した文言のうち、合議・決裁の過程で、二重線で消された部分は判読可能である。それとの権衡から、白い紙で隠された部分も開示されるべきである。

イ 下資料として、総括副監察官等が作成した手書きのメモ（以下「手書きのメモ」という。）があるはずである。

##### （2）意見書

ア まず、本件諮問は、異議申立てから3～4年経過してなされているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反するものである。しかも、90日を多少上回る程度であれば分からなくもないが、

3～4年も超過するのは常軌を逸している。

イ 白い紙について

二重線と訂正印で訂正した場合は、元の記述が判読できる形で開示されるのであるから、白い紙を貼った場合もそうすべきである。

ウ 手書きメモについて

平成24年7月、海上自衛隊東京業務隊副長室で聞き取りが行われた際の、総括副監察官と事務官1名の聞き取りメモがあるはずである。

エ 平成26年12月4日付け変更について

このとき新たに開示されたファイル2冊分の文書は、調査の中心となるものであり、見落とすことはあり得ない。ということは、存在を知らながら故意に開示しなかった可能性が高い。他にもそのような文書があるかもしれないので徹底的に調べてほしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成24年11月2日付け防官文第14528号により、別紙の文書1について、法5条1号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分1を行った後、平成25年2月1日付け防官文第1206号により、別紙の文書2及び文書3について、同条1号及び6号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。本件異議申立ては、原処分1及び原処分2に対してそれぞれ提起されたものである。なお、本件諮問に当たっては、それらの異議申立てを併合し諮問する。

#### 2 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において不開示とした部分及び法5条の該当性については別表のとおりである。

#### 3 文書の特定について

(1) 本件開示請求にいう「特定アンケート事案調査」とは、平成17年4月14日付け及び平成23年1月26日付け開示請求において不存在とされていた特定事案に関連して実施した特定アンケートの原本が、平成24年6月20日に海上自衛隊横須賀地方総監部において発見されたことを受け、当該アンケート原本の発見に至る実態を明らかにするために海上幕僚監部において行われた「平成24年度特命監察」を指していると判断し、本件開示請求に対しては、当該調査の最終報告及びその下資料に該当する本件対象文書を特定した。

(2) なお、本件開示請求については、原処分2を行った後、本件対象文書

の他に下資料に該当する行政文書（以下「追加文書」という。）があること及び原処分2の開示決定通知書の記載に誤りがあることが判明したことから、平成26年12月4日付け防官文第17783号により、別紙の文書2、3及び追加文書を特定文書として原処分2を変更する一部開示決定処分を行っている

#### 4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、原処分1に対する異議申立てにおいて、「白い紙で隠された部分は、開示されるべきである。」として、不開示部分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、別紙の文書1の当該部分は、元々の行政文書の作成過程において記載内容を修正するために白紙を貼り付けられたものであり、原処分1において不開示とした訳ではない。
- (2) 異議申立人は、原処分2に対する異議申立てにおいて、「手書きのメモがあるはずである。」として、不開示部分の取消し、全部開示の決定及び文書の再特定を求めるが、本件対象文書及び追加文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、異議申立人が主張する「手書きのメモ」は保有を確認することができなかった。また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において、本件対象文書及び追加文書以外の行政文書を保有していないか改めて探索を行い、それらの文書が全てであることを確認した。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 同月15日 審議
- ⑤ 平成30年7月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、原処分の取消し及び全部開示並びに文書の再特定を求める旨主張するが、異議申立書及び意見書の内容に鑑みれば、具体的には、手書きのメモの特定及び文書1の紙片が貼付されて隠れている部分の開示を求めるものと解される。

諮問庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対

象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、本件請求文書という手書きのメモがあるはずである旨主張するところ、当該文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求を受け、本件対象文書を特定し、一部開示した。

ウ 異議申立人は、手書きのメモがある旨主張するが、原処分時において、その存在は確認できなかった。

エ なお、聞き取り調査の聴取者が当該調査時に被聴取者の発言等を記録するため、メモを作成した可能性はあるものの、これは、当該聴取者が聞き取り調査結果を取りまとめるに当たって参照するために作成するものであることから、仮にそのようなメモを作成していたとしても、当該調査結果が決裁された時点で、当該メモは不用となり、廃棄されたものと考えられる。

オ 本件異議申立てを受け、海上幕僚監部の関係部署において手書きのメモの保有について改めて確認したが、その存在は確認できなかった。

(2) 手書きのメモの存在は確認できず、保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定し難く、他に当該メモの存在をうかがわせる事情も見いだせないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

## 3 紙片が貼付されて隠れている部分について

(1) 異議申立人は、上記第2の2のとおり、紙片が貼付されて隠れている部分の開示を求めている。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書1の16枚目及び17枚目並びに19枚目及び20枚目は、それぞれ決裁文書の草稿の同一のページであり、16枚目及び19枚目に貼付された紙片は、文書1の作成のための決裁過程において記載内容を修正するため、修正後の記載内容を印字した上で、修正者が分かるよう押印した後、当該各箇所を糊付けしたものである。

文書1の17枚目及び20枚目の紙片が貼付された各部分は、修正後の記載内容を印字した紙片を16枚目及び19枚目の各修正箇所にそれぞれ糊付けすることにより、修正を必要としない部分の記載まで隠れてしまうことから、16枚目及び19枚目の各草稿を複写の上、修正を必要とする箇所が分かるよう、当該箇所を隠したものである。

イ すなわち、文書1の紙片は、いずれも本件開示請求を受けて貼付さ

れたものではなく、本件開示請求時点において既に貼付されていた状態で保存されていたものであり、当該文書は保存されているままの状態にて特定したものである。

- (2) 当審査会において文書1を見分したところ、16枚目及び19枚目に貼付された紙片には、修正内容が印字された上で決裁に關与した職員の認印がそれぞれ押印されていること、また、17枚目及び20枚目は、それぞれ16枚目及び19枚目に紙片の全面を貼付する前に、紙片の上部を貼付して修正を必要とする部分を隠しつつ、下部を折り返すことにより、修正を必要としないにもかかわらず隠れてしまう箇所が判読できる状態にして、複写されたものであることが認められる。

これを踏まえれば、文書1は、紙片が既に貼付されていた状態で保存されていたものであり、当該文書は保存されているままの状態にて特定したとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情は認められない。

- (3) そして、法2条2項及び3条の規定によれば、法に基づく開示請求権の対象は「行政機関が保有している」文書に限られていることは明らかであり、この開示請求権は、あるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であって、行政機関の長は、開示決定等に当たり、新たに行政文書を作成又は加工して開示する義務までではないと解される。

したがって、この点に係る異議申立人の主張は、文書1の紙片によって隠されている部分が判読できる形に当該文書を加工して開示するよう求めるものと解されることから、当該主張を採用することはできない。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約3年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理及び当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 文書1 平成24年度特命監察（特定アンケート事案）結果について（報告）  
（海幕監察第7309号。24.8.30）原議書
- 文書2 特定アンケート関連中間報告資料（24.7.10）
- 文書3 聞き取り調査

別表

文書1 平成24年度特命監察（特定アンケート事案）結果について（報告）  
（海幕監察第7309号。24.8.30）原議書

不開示とした部分	不開示とした理由
2ページの(2)監察班の編成 行(一)の職務の級	個人に関する情報であり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
供述者の所属、階級及び氏名	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するとともに、供述者が識別されることとなり、今後、同種同様の調査に当たり、供述者が忌憚なく事実を供述することを回避するなど、正確な事実の把握が困難となり、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不開示とした。
特定アンケート事案関係者（うち供述者を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

文書2 聞き取り調査

不開示とした部分	不開示とした理由
1枚目及び2枚目 実施対象者の所属、職名、氏名及び在職年月日 聞き取り内容	個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3枚目、4枚目、11枚目ないし14枚目、16枚目、17枚目、21枚目ないし23枚目、27枚目、28枚目、31枚目、33枚目ないし41枚目、50枚目、51枚目、53 実施対象者の所属、職名、階級、氏名及び在職年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するとともに、聞き取り調査の実施対象者が識別されることとなり、今後、同種同様の調査に当たり、実施担当者が忌憚なく事実を供述することを回避するなど、正確な事実の把握が困難となり、調査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当するため不

枚目， 5 4 枚目， 6 2 枚目， 6 3 枚目， 6 6 枚目， 9 0 枚目ないし 9 5 枚目， 1 0 5 枚目ないし 1 0 7 枚目， 1 4 1 枚目ないし 1 4 7 枚目， 1 5 2 枚目ないし 1 5 4 枚目及び 1 5 6 枚目		開示とした。
5 枚目ないし 1 0 枚目， 1 8 枚目ないし 2 0 枚目， 2 4 枚目， 4 2 枚目ないし 4 9 枚目， 9 6 枚目ないし 1 0 4 枚目， 1 2 0 枚目ないし 1 2 9 枚目及び 1 4 4 枚目ないし 1 4 7 枚目	実施対象者の階級， 氏名，所属及び在職 年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影	
1 5 枚目	実施対象者の氏名， 階級，所属及び職名 聞き取り内容	
2 5 枚目， 2 9 枚目， 3 0 枚目， 3 2 枚目， 5 2 枚目， 1 0 8 枚目， 1 5 1 枚目， 1 5 5 枚目及び 1 6 9 枚目	実施対象者の所属， 職名，階級，氏名及 び在職年月日 聞き取り内容	
5 5 枚目	実施対象者の所属， 職名及び氏名	

	聞き取り内容
5 6 枚目ないし 6 1 枚目, 7 3 枚目ないし 7 9 枚目, 8 3 枚目 ないし 8 9 枚目 及び 1 3 7 枚目 ないし 1 3 9 枚 目	実施対象者の所属, 階級等, 職名, 官 職, 氏名及び在職年 月日 聞き取り内容 実施対象者の印影
6 7 枚目ないし 7 2 枚目, 8 0 枚目ないし 8 2 枚目, 1 1 1 枚 目ないし 1 1 9 枚目, 1 3 0 枚 目ないし 1 3 6 枚目及び 1 4 0 枚目	実施対象者の所属, 職名, 官職, 氏名及 び在職年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影
6 4 枚目, 6 5 枚目及び 1 4 8 枚目	実施対象者の所属, 階級, 氏名, 職名及 び在職年月日 聞き取り内容
8 9 枚目	実施対象者の所属, 階級, 職名, 官職及 び氏名 聞き取り内容 実施対象者の印影
1 0 9 枚目及び 1 1 0 枚目	面接者の所属, 職 名, 氏名, 官職及び 在職年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影
1 4 9 枚目	実施対象者の職名, 階級, 氏名及び在職 年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影
1 5 0 枚目	実施対象者の階級及

	び氏名 聞き取り内容 実施対象者の印影	
157枚目ないし160枚目	実施対象者の所属， 階級等，官職，氏名 及び在職年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影	
161枚目及び162枚目	実施対象者の所属， 階級等，官職及び氏 名 聞き取り内容 実施対象者の印影	
163枚目ないし165枚目	実施対象者の氏名， 所属，在職年月日等 聞き取り内容	
166枚目，167枚目	実施担当者の氏名， 所属，在職年月日等 聞き取り内容	
168枚目	実施対象者の氏名及 び所属 聞き取り内容	
170枚目ないし172枚目	実施対象者の所属， 職名，階級，氏名， 在職年月日等 聞き取り内容	
173枚目ないし177枚目	実施対象者の所属， 階級，氏名，在職年 月日等 聞き取り内容	
178枚目ないし182枚目及び185枚目	実施対象者の氏名， 所属，職名及び在職 年月日	
183枚目	実施対象者の氏名及 び官職 聞き取り内容	
186枚目	聞き取り対象者の氏 名，階級及び職名	

	聞き取り内容	
187枚目	聞き取り対象者の氏名及び職名 聞き取り内容	
188枚目ないし190枚目	実施対象者の所属、階級、氏名及び在職年月日 聞き取り内容 実施対象者の印影	
1枚目、2枚目、15枚目、26枚目、30枚目、32枚目、52枚目、55枚目、64枚目、65枚目、108枚目、148枚目、151枚目、155枚目、163枚目ないし169枚目、172枚目、175枚目、177枚目ないし180枚目、182枚目及び184枚目ないし187枚目	実施者の自筆部分	実施者個人の筆跡であって、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4枚目、5枚目、10枚目及び156枚目	実施対象者が記載した年月日	実施対象者個人の筆跡であって、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。